

ID: 138

担当部署: 商工観光課

処分の概要	出荷奨励金の交付の承認		
例規名 根拠条項	大河原町地方卸売市場業務規則 第47条第1項		
例規番号	昭和49年規則第19号		
<p>【基準】</p> <p>第47条の規定による。</p> <p>(出荷奨励金の交付の制限)</p> <p>第47条 卸売業者は、出荷者に対して出荷奨励金(消費税額及び地方消費税額を含む。以下本条において同じ。)を交付するときは、町長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、出荷奨励金交付承認申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 町長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認められるときは、同項の承認をしないものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日